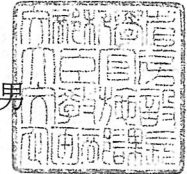




28施企第26号
平成29年2月24日

熊本県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房長文教施設企画部施設企画課長
山 川 昌 男



平成28年熊本地震に係る査定事業費の取扱いについて（通知）

公立学校施設災害復旧事業の調査については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和59年9月7日付け文教施第72号文部省教育助成局長裁定）等により行っているところであるが、平成28年熊本地震による甚大な被害の発生状況に鑑み被災施設の早期復旧を図るため、平成28年熊本地震の災害復旧に限り別紙のとおり取り扱うこととします。

なお、事務処理に遺漏のないよう、域内の市町村教育委員会に対しても通知していただくようお願いいたします。

（問い合わせ先）

施設企画課防災推進室災害復旧係

田仲・安達

電 話 03-6734-3036

FAX 03-6734-3689

E-mail ketanaka@mext.go.jp（田仲）

tadachi@mext.go.jp（安達）

平成28年熊本地震に係る査定事業費の取扱いについて

平成28年熊本地震に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領(昭和59年9月7日付け文教施第72号文部省教育助成局長裁定。以下「調査要領」という。)の取扱いについては、以下によるものとし、対象地域は熊本県とする。

「調査要領」の取扱いについて

- ① 第9第1項「調査の方法」の取扱いについて、現地の状況に鑑み、これにより難しい場合は、下記によることができるものとする。

○現地調査の取扱い

現地調査時に想定していなかった不測の事態が生じ、やむを得ず事業内容を変更する場合は、文部科学省と協議するものとする。ただし、当初決定した復旧工事費に対する増減率が30%を超える場合については、事前に九州財務局等と協議を行うものとする。なお、この場合において、変更後の額が「10億円以上」となる場合は、「平成28年熊本地震に係る「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」等の取扱いについて」(平成28年6月16日付28施企第6号)により、文部科学省と財務省で協議を行うものとなるので、念のため申し添える。